

令和2年7月21日  
最高裁判所人事局総務課

令和2年度裁判所職員採用試験における  
新型コロナウイルス感染症などへの対応について

裁判所職員採用試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

**1 マスクの着用等**

- (1) 試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、試験時間中の写真照合の際には、試験係官の指示に従い、マスクを一時的に外してください。
- (2) 咳エチケット（咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること）を励行してください。

**2 手指消毒等**

試験場にはアルコール消毒液を設置しますので、手指の消毒をお願いします。携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。また、試験場では、こまめに手洗い、うがいを行うなど感染予防に努めてください。

**3 試験室の換気**

試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

**4 体調不良の方**

当日来場前に必ず検温を行うものとし、次の受験者については、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方
- (2) ①発熱、②軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、③強いだるさ（倦怠感）、④息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状があつて新型コロナウイルスの感染が疑われる方

なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。

※ 試験時間中に(2)の症状が見受けられるような受験者については、当該受

験者の試験を中断等する場合があります。その際は、試験係官の指示に従うようお願いします。この場合、試験時間の延長は予定しておりません。

※ 一部の試験場では、大学等の施設管理者側より入館時の検温等一定の措置を義務付けられていますので、御協力ください。

## 5 密集の回避

受付では密集を避けるため、貼り紙や試験係官の指示に従って他の受験者との身体的距離を保つようにしてください。また、昼食をとる際や休憩の際も、密集を避け、会話は控えてください。

## 6 試験場

試験場は、原則として第1次試験地の都市内に設けますが、都合により、第1次試験地の都市内以外の場所（隣接する都道府県を含む。）に設ける場合もあります。受験票控え等により試験場を確認してください。

## 7 合格者発表

地方裁判所等における掲示又は閲覧を中止し、裁判所ウェブサイトでの掲載のみとします。なお、合格通知書の送付は予定どおり郵送で行います。

今後、試験実施の変更がありましたら、裁判所ウェブサイト内の「採用情報」の新着情報欄に掲載しますので、適宜、御確認ください。